

## 円普通預金口座取引規約

当行と円普通預金口座取引を行うについては、預金者は、一般規約のほか、この「円普通預金口座取引規約」(以下「円口座規約」といいます。)にしたがうものとします。一般規約の規定と円口座規約の規定が矛盾する場合は、円口座規約の規定が優先するものとします。

取引規約等において定義された用語は、別途定義されない限り、本規約(規定)においても同じ意味を持つものとします。

### 第1条 取引開始条件

円普通預金口座(以下「円普通口座」といいます。)開設にあたり、当行は預金者に対し所定の金額の入金を求めることができるものとします。

### 第1条の2 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、第4条第1項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第4条第1項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするとともに、当該預金者との預金口座取引を制限もしくは停止できるものとします。

### 第2条 預入および払戻等

1. 当行は、円普通口座への振替、現金、トラベラーズチェック、小切手等による預入については、当該業務を取扱う当行の国内支店および出張所にて取扱います。当行と預入業務について提携している金融機関の自動機より行うキャッシュカードを使用した預入については、別途定める「SMBC 信託銀行バンキングカード規定」によるものとします。
2. 払戻は、払戻業務を取扱う当行国内支店の窓口において行うか、当行と提携している金融機関の自動機を使用してキャッシュカードで払い戻すか、または電話もしくはプレスティア オンライン、プレスティア モバイル等の方法により他口座の預金等へ振替えるか、いずれかの方法によるものとし、なお下記規定に従うものとします。
  - (1) 当行は、国内支店の窓口における払戻請求については、払戻請求書に押捺または記入された印影または署名とあらかじめ届出済の印鑑もしくは署名鑑とが一致した場合、または暗証番号読取機に入力された暗証と届出済の暗証が一致した場合に限りこれに応じます。
  - (2) 当行は、自動機による払戻請求については、自動機操作の際に使用された暗証と、あらかじめ当行に届出済の暗証とが一致した場合(および/または当行が予め定める本人を特定するその他の方法)に限りこれに応じます。なお、キャッシュカードの使用については、当行が別途定める「SMBC 信託銀行バンキングカード規定」に従うものとします。
  - (3) 当行は、電話による払戻請求については、電話を通じて入力された暗証と、電話取引用暗証番号とが一致した場合、または当行が別途定める方法によって本人確認を完了した場合に限りこれに応じます。なおこの場合、当行は、払戻請求書または小切手等の提出を要しな

いとすることができるものとします。

- (4) 当行は、プレスティア オンラインまたはプレスティア モバイルによる払戻請求については、通信機を通して入力されたプレスティア オンラインおよびプレスティア モバイル用ユーザーIDとパスワードが、登録されたそれぞれと一致した場合（別に当行が指定する条件があれば、それに合致した場合を含みます。）に限りこれに応じます。なおこの場合、当行は、払戻請求書または小切手等の提出を要しないことができるものとします。

### **第3条 預金利息**

当行は、毎日の最終残高（受入証券類の金額は決済されるまで、この残高から除きます。）が1,000円以上ある場合に限り、付利単位を1円とし当行所定の利率によって預金利息を計算し、支払いについては、2月と8月の第三日曜日までの利息を、翌営業日にこの預金元本に組入れます。なお当行は、金融情勢の変化などにより利率を変更することができるものとします。利息の計算は、当行所定の預金利率に基づく日割計算とします。

### **第4条 解約等**

1. 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの円普通口座取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこの預金口座を解約する際に、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した場合は、かかる通知が延着または到達しなかったときでも、それが預金者の責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に到達したものととして、この預金口座は解約されるものとします。
  - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
    - A. 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - B. 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
    - D. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
    - E. 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
    - A. 暴力的な要求行為

- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
  - E. その他 A から D に準ずる行為
2. 前項以外の場合でも、合理的な理由があり、当行が当行の裁量により、本円普通口座を解約すべきと判断した場合、本円普通口座は解約されます。
  3. 前 2 項により預金口座が解約され残高がある場合には、当行は、当該金額の指図人払式小切手を預金者宛に郵送することで預金者に対するすべての責任を免れるものとします。また貸越元利金その他当行に対する債務が残る場合には、それを他に譲渡できるものとします。
  4. 当行が本条により預金口座取引を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、預金者がそれらを負担します。また、当行は、本条による解約によって預金者にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。

#### **第 5 条 休眠預金等活用法に係る最終異動日等**

1. この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
  - ① 当行ウェブサイト(休眠預金に係る異動事由)に掲げる異動が最後にあった日
  - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
  - ③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から 1 カ月を経過した場合(1 カ月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限りません。
  - ④ この預金が休眠預金等活用法第 2 条第 2 項に定める預金等に該当することとなった日
2. 第 1 項第 2 号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
  - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日
  - ② 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと:当該支払停止が解除された日
  - ③ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと:当該手続が終了した日
  - ④ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと(ただし、当行が入出金の予定を把握することができるもの)に限り

ます。) : 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

- ⑤ プレスティア マルチマネー口座取引規約に基づく他の円貨の預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと: 他の預金に係る最終異動日等

#### **第6条 休眠預金等代替金に関する取扱い**

1. この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
2. 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
3. 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
  - ① この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの(利息の支払に係るものを除きます。)が生じたこと
  - ② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りです。)
  - ③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと
  - ④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
4. 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
  - ① 当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
  - ② この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
  - ③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

以上、円普通預金口座取引規約は、2023年10月23日より適用します。

株式会社SMBC信託銀行

規約 02(日)2310